

女性の働く環境改善補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 福山市内中小企業の、女性活躍推進を目的とした社内就業環境改善に係る経費に対して交付する女性の働く環境改善補助金（以下「補助金」という。）について、福山市補助金交付規則（昭和41年規則17号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付対象となる者は、補助金申請時に次の各号に該当するものとする。

- (1) 中小企業基本法（昭和三十八年七月二十日法律第百五十四号）第2条に規定された要件に該当する中小企業であること
- (2) 市内に本社又は事業所を置いていること
- (3) 市税を完納している者
- (4) 常時雇用する従業員が2名以上であり、女性従業員を雇用していること

(補助対象事業及び補助額等)

第3条 補助対象事業及び補助額は、別表1に定めるとおりとする。

2 補助対象事業は、交付決定日以降に着手し、年度末までに完了するものとする。

(交付の申請)

第4条 補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、市長に対し、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 補助金交付申請書（第1号様式）
- (2) 事業計画書（第2号様式）
- (3) 収支予算書
- (4) 収支予算書に計上した経費に関する見積書の写し
- (5) その他市長が必要とする書類

(補助金の交付回数)

第5条 同一企業に対する本補助金の交付は、同一年度につき1回を限度とする。

(審査)

第6条 市長は、第4条の規定による申請があったときは、書面による審査を行うものとする。

2 申請内容について、資料の追加等が必要と判断した場合は、申請者に資料の追加等を求めることができるものとする。

(補助金の交付決定等)

第7条 市長は、審査の結果を踏まえ、申請者に対する補助金の交付又は不交付を決定する。

2 市長は、交付又は不交付の決定に基づき、交付の場合は補助金交付決定通知書（第3号様式）により、不交付の場合は補助金不交付決定通知書（第4号様式）により申請者に通知するものとする。

3 補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(事業計画変更等の申請)

第8条 補助金の交付決定を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、事業計画変更・休止・廃止・取下承認申請書（第5号様式）を市長に提出しなければならない。

- (1) 実施事業の内容の変更があるとき
- (2) 実施事業を休止、又は廃止するとき
- (3) 名称、所在地、代表者の変更があるとき

2 計画の変更により補助対象事業費が増額となった場合は、当初決定額を上限とする。

3 市長は、承認又は不承認の決定に基づき、承認の場合は変更承認通知書（第6号様式）により、不承認の場合は変更不承認通知書（第7号様式）により通知するものとする。

(実施報告書の提出)

第9条 補助金の交付決定を受けた者は、補助対象事業終了後、30日以内又は3月末日のいずれか早い日までに次の各号に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実施報告書（第8号様式）
- (2) 収支決算書
- (3) 領収書等の写し
- (4) 事業内容が確認できる写真等

2 市長が必要と認めた場合、前項に加え、成果物の確認・提示を求めることができるものとする。

(補助金の交付額の確定)

第10条 市長は、前条に規定する実施報告書の提出があったときは、内容について審査を行い、適當と認める場合は、補助金交付額確定通知書により、補助金額及び交付条件を通知するものとする。

(補助金の交付手続)

第11条 前条の規定による補助金交付額確定通知書の通知を受けた者は、速やかに本補助金交付に関する請求書を市長に提出しなければならない。

(業績の評価)

第12条 市長は、事業の実施結果について検証及び評価を行うため、事業成果等の確認を行うものとし、本補助金の交付を受けた者はこれに協力しなければならない。

附 則

この要綱は、2018年（平成30年）4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2021年（令和3年）4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2023年（令和5年）4月1日から施行する。